

## 第25期第8回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 令和6年3月4日(月曜日) 13:30～15:45  
(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	真鍋篤俊
第6番	横井直次	第16番	土岐典子
第7番	寺尾俊行	第17番	渡邊勝俊
第8番	星加誠	第18番	石川千壽子
第9番	藤田隆	第19番	山口三七夫
第10番	田村伊佐雄		

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第8番	神野明仁
第3番	加藤宏司	第11番	土岐秀男
第4番	永易博隆	第12番	飯尾博光
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治

#### (3) 欠席委員

第2番	安藤育雄	第12番	曾我部英敏
第2番	近藤孝志	第5番	小野義尚
第9番	近藤美喜男		

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	藤田美保
農政係長	中島康治	主 任	井上貴清
専門員	和田昌志		

### 4 傍聴者

なし

## 5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について  
農政関係 地域計画策定に伴う農地中間管理事業の今後について

---



### 13時30分開会

#### 【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人、推進委員10人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

#### 【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

だいぶ春めいてまいりました。暦の上では啓蟄ということで、土の中で虫が動き始めたり、植物も冬の寒さに耐えて、春になり動き始めるときです。農業者も、みなさんいろいろ頑張っておられるのではないかと思います。暖かくなってくると、花粉症等もありますが、健康には気をつけて御尽力いただきたいと思います。

それでは、ただいまから第8回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農政関係は「地域計画策定に伴う農地中間管理事業の今後について」、農地関係は議案第1号から議案第6号までを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において岡田悦明委員と塩見敏夫委員を指名いたします。両委員さんよろしく御願いいたします。

これより、農政関係の議題に入ります。「地域計画策定に伴う農地中間管理事業の今後について」を議題といたします。

本日は、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構より講師をお招きしております。御紹介させていただきます。公益財団法人えひめ農林漁業振興機構事務局長阿部純市様です。それでは、よろしく御願いいたします。

#### 【阿部事務局長】

〈地域計画策定に伴う農地中間管理事業の今後について説明〉

#### 【藤田会長】

ありがとうございました。

何か御質問等はございませんか。

(神野(鉄)委員挙手、質問)

【藤田会長】

他にございませんか。

また不明な点がございましたら、事務局の方へ聞いてもらえたらと思います。

本日は、お忙しい中、公益財団法人えひめ農林漁業振興阿部事務局長さんには、新居浜市農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、農政関係の議案がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時40分から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第5号までは決議事項、第6号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【藤田事務局次長】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田10筆、8,036㎡、畑2筆、1,946㎡でございます。

2ページをお開きください。

9番の1-1さんから16番の1-8さんまでの8件でございます。内訳といたしましては、新規設定が7件、再設定が1件。期間は、3年1ヵ月間が3件と5年1ヵ月間が3件、10年1ヵ月間が1件です。利用権の種類は、使用貸借権が7件、賃貸借権が1件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関

する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。  
御審議、よろしくお願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。  
以上、9番から16番までについて質疑に入ります。  
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「特定農地貸付けの承認について」を議題に供します。  
事務局から議案の説明をお願いします。

**【井上主任】**

まず、特定農地貸付けについて簡単に説明させていただきます。

原則として農地の貸借には農地法第3条の規定により農業委員会の許可が必要となりますが、農家以外の方を対象に市民農園を開設する場合、その実施主体が農業委員会の承認を得ることで、本来必要な農地法第3条の許可を得なくても一般利用者に貸すことができるというものです。

市民農園等を開設するためには、営利を目的としない農作物の栽培であることや、5年以内10アール未満の農地の貸付けであること、相当数のものを対象とするなどの条件があり、農業委員会においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定により、①農地の周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。②特定農地貸付けを受ける者の募集および選考の方法が公平かつ適正なものであること。③貸付規定に定める事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。④小作等の権利が付いていないことの全ての要件に該当していれば承認をするものとなっております。

以上をふまえ、議案の説明をさせていただきます。

議案第2号は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請で、申請件数は1件です。

4ページをお開きください。

1番、実施主体は2-1さん。

内容は市民農園の新規開設、要件については議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1「特定農地貸付けの用に供する農地一覧」のとおりとなります。

当該農地はこれまでも市民農園として利用されていた農地であり、小作等の支障となる権利も付いておりません。また、募集および選考の方法が公平かつ適正なものであること、貸付条件、解約・返還の条件等、適正かつ円滑な実施を確保するための事項が貸付規程にて定められていることから、承認要件である特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の要件をすべて満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

#### 【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「特定農地貸付けの承認について」を原案のとおり決定させていただきます。

5ページを御覧ください。

議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

#### 【井上主任】

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、申請件数は1件です。

6ページをお開きください。

1番、庄内町五丁目及び六丁目、田2筆及び畑1筆、合計面積2,080㎡、譲受人は市内在住の3-1さん。

譲受人は、これまでも申請地の管理及び近隣農地の耕作の手伝い等しており、今回、正式に耕作の権利の取得をすることを目的に、申請地を使用貸借するため申請が提出されたもので、許可後の作付けは水稲及び季節野菜を予定しているとのこと。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2の調査書1ページ目に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

**【藤田会長】**

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明については、地元委員である矢野一臣委員から報告をいただきます。

矢野委員、お願いします。

**【矢野委員】**

2月25日に本人に会いました。若い方で、草が生えているのも気になるということで、農地はきれいに管理されておりました。五丁目の方は、今は漏水しているので、まずは修理するとのこと。修理したのちに、稲作をしたいとのこと。六丁目の方は、季節野菜を作っており、産直にも出荷したいとのこと。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地の使用貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

7ページをお開きください。

議案第4号「農地の賃貸借権設定について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

**【井上主任】**

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃貸借権設定で、申請件数は1件です。

8ページをお開きください。

2番、垣生字サコノ谷及び垣生字笹谷、畑2筆、1, 199㎡、譲受人は4-1さん。

譲受人は先月の総会にて農地の貸借及び所有権移転の許可となった新規就農者で、今回、先月許可となった農地に加え、新たに当該申請地を借り受けるため申請が提出されたもので、許可後の作付けは先月と同様果樹を予定しております。

以上の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2の調査書2ページ目に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

**【藤田会長】**

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明については、私が地元委員となりますので報告をいたします。

この件は、井上主任も先ほど言っていたように、先月にも申請を出された方の件です。

今は、松山市の農業大学校で学ばれており、4月から垣生で農作業するとのこと。

今回も、2筆で約1反2畝程を賃貸借設定してやっていくそうです。

先月の申請の際には耕作放棄地になっているので、まずは重機を用いて整備することでしたが、今回の申請地に関しては大きな竹や木はなく、草や笹が軽い程度あるぐらいなので、許可後は重機等を使えば耕作できるようになるのではと思います。

地域の方々も、担い手が少ないので期待している部分もあります。そういったところで、地域との調和要件も問題ないと思われます。以上です。

以上、2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の賃貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

9ページを御覧ください。

議案第5号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

#### 【井上主任】

議案第5号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は3件です。

10ページをお開きください。

13番、光明寺一丁目、田1筆、合計面積741㎡、譲受人は市内在住の5-1さん。

申請地は元々譲受人の父が所有していた農地で、譲受人の兄弟が相続していましたが、譲受人の自宅に隣接しており、譲受人がこれまで管理を続けていたことから、今回、当該農地の所有権を移転するため申請が提出されたもので、許可後の作付けは水稻を予定しているとのことです。

14番、北内町二丁目、田1筆、面積668㎡、譲受人は市内在住の5-2さん。

譲受人は不動産業を営む法人の代表ではありますが、地元認定農業者とのつながりもあり、今回、個人で新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、許可後の作付けは水稻を予定しているとのことです。

11ページを御覧ください。

15番、萩生字本郷、畑1筆、面積1,319㎡、譲受人は市内在住の5-3さん。

譲受人は現在3反1畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、自宅に隣接する申請地を取得するため、農地法第3条による申請が提出されたもので、許可後の作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

以上、13番から15番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2の調査書3ページから5ページまでに記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

#### 【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、13番は田坂健次委員から、14番は曾我部英敏委員が欠席のため事務局から、15番は高橋秀実委員から、それぞれ報告をいただきます。



まず、田坂委員お願いいたします。

**【田坂委員】**

報告いたします。申請地は今まで稲作をしていました。2年前に国道バイパスの地籍調査が実施されておりまして、申請地は今は耕作待ちの状態です。しかし、トラクターで除草管理しており、いつでも耕作できる状態を維持しています。境界も明確です。申請者の自宅に隣接しており、地域の農業関連行事にも積極的に参加しておりますので、地域との調和要件も問題なく、許可しても支障のないことを報告いたします。

御審議、よろしくをお願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

次に、事務局お願いします。

**【原事務局長】**

曾我部委員より、申請地は耕起されており、いつでも耕作ができる状態である。また、譲受人は農機具等は所有しており、地元の認定農業者が知り合いなので教えを請いながら営農をしていくとのこと。地域との調和要件も特に問題ないとの報告がありました。

御審議、よろしくをお願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

次に、高橋委員お願いいたします。

**【高橋委員】**

2月22日に現地確認しました。その際に、周辺の農家さんにも話を伺いました。申請地は1筆ですが、3枚の段に分かれていました。周囲は水路、コンクリ畦畔等で分かれており、境界もはっきりしていました。譲受人は改良区の副理事長もされていますし、3反程稲作もされておりますので、地域との調和要件も問題ないと思われます。

よろしくをお願いいたします。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

以上、13番から15番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

**【神野（明）委員】**

14番について教えていただきたいです。今回、農地を取得される方は耕作面積が0で農作業歴もないとのことですが、そういった方に所有権移転をしてもいいのかどうかと思います。農業をしている方にはいいと思いますが、全然農業をしていない人に所有権を移転するのはいいのでしょうか。法的に問題ないのですか。

**【藤田会長】**

下限面積要件が、令和5年4月から撤廃されました。以前は、新居浜市では3反要件がありました。下限面積要件がなくなったので、神野委員さんが言われたように新規就農の方が簡単に新しく農地を取得できていいのか。3条については、この場で決まります。ですので、ここで慎重な審議が必要です。

**【神野（明）委員】**

全然耕作したことない方が農地をほしいと言って安く手に入れて、3年後、5年後に宅地に転用したいという方もいるのではないのでしょうか。

**【井上主任】**

今回の申請者については、不動産業を営む法人の代表ということで事務局でも懸念しておりまして、曾我部委員さんともお話しして、次の5条許可については、3条で買った以上は耕作することなので、まずしないとのこと。転売することはないように、耕作するかどうかは曾我部委員さんの方できちんと確認していただけたとのこと。新規就農とのことで、少し怪しい案件ではありましたが、愛媛県の農業会議にもこういった案件は許可するしかないのかどうかと照会もかけたのですが、やはり初回については、申請書もあくまでこれだけ耕作できる予定、農機具はこれだけ持ってますということしか書くところがないので、それをもって不許可要件にあてるとするのは、初回については難しいのではということでした。2回目以降については、初回の分を耕作していないということで不許可することも可能だとは思いますがという回答でした。今回の申請につきましては、農機具を最低限持っているということと、地元の認定農業者さんとも知り合いで、協力しながらするというようなので、今回については許可をしたあとに様子を見ていくしかないのかなというところ。です。

**【藤田会長】**

いろいろ懸念される点もありますが、いずれにしても4月から下限面積要件が無くなって、新規でも、少ない面積でもできてしまいます。今まで審議してきた中でも、そんなことでいいのか、欲しいなら5条で買えばいいのではということもありました。以前

は、3年3作というのもありました。

**【井上主任】**

3年3作という縛りはなくなりました。ただ、3年という縛りがなくなっただけですので、3条許可後については耕作を全くしない状態で転売するということはできなくなりました。

**【藤田（隆）委員】**

3年の縛りがなくなったということですが、耕作してるかどうかの期間というのは、例えば半年や1年してればいいよとかあるのですか。ひとつの作物だと1ヵ月や2ヵ月でもいいじゃないですか。そんなのでもオッケーなんですか。

**【井上主任】**

その縛りがなくて、3条で許可をする以上耕作することが目的となっておりますので、それが虚偽申請だったかどうかを見るだけになるので、一度、耕作をされた後に目的が変更になりましたと言われてしまうと、どうしても弱いところがあるというのが実状になります。1回も耕作していないとなると確実にだめだと言えるのですが、1回耕作した後に事情が変わってしまったと言われると難しくなってしまうのではと思います。

**【藤田（隆）委員】**

知りたかったのは、例えば、かぼちゃとかは一次生育を1回作ったらいいということになるのかということです。

**【藤田会長】**

そういったことについて審議するのがこの会になります。事務局は規則に則って申請が出てきたら受付せざるを得ません。最終的に決定するのは、農業委員さんになります。推進委員さんは議決権はありませんが、意見をたくさん言えます。4月から下限面積要件がなくなったのですから、余計に、許可については慎重にしていかなければなりません。

**【藤田（隆）委員】**

もうひとつわからないのは、さっき説明したように、3条で買ってかぼちゃ作って、2、3ヵ月おいて今度は宅地建てたいから申請出して通るのかということです。

**【井上主任】**

その基準がなくなってしまったので、5条の目的のためだけに3条で買ったかどうかは、日頃の様子を見てもらうしかありません。3条許可後ずっと放置しておいて、5条の申請する直前だけ耕作していたとなると、さすがに立証できると思います。

**【藤田会長】**

ですから、近くの農業委員さんがしっかりとした審査をして、それを報告していただきたいです。他の人が見ている、きちんとしていないと意見が出たらわかりますが、そうでなければわかりません。

**【藤田（隆）委員】**

作物を少しでも作れば、それは作ったという実績になるのかということです。

**【井上主任】**

その基準が、以前までは3年3作とありましたが、それは国の方からだめだと明確に出ているので、あとは日頃見ていただいて、本当に許可通りにやっているのか、1作していたらいいかと言われると微妙にはなるのですが、5条申請がされたタイミング直前にだけ耕作しているとなると、さすがに3条は虚偽申請だったのではとも言えると思います。その基準については、3条許可後、日頃を見ていただいて判断するしかないのかなというところです。

**【藤田会長】**

1番最初の会であいさつさせていただいたとおり、我々は農地法の番人です。農地法に基づいていろいろなことを審議します。限られた農地を、あとの世代に残していくのも我々に課せられたひとつの責任だと思います。ですので、みなさんいろいろな意見を出して、審議して決定していただきたいと思います。

他に御質問はございませんか。

**【真鍋委員】**

14番についてですが、農業をしたことないのに、トラクター1台と耕耘機1台持っているのはなぜかなと思いました。許可にもなっていないのに、それだけやる気になって先に買ったということですか。

もうひとつが、通作距離が780mなのですが、それはトラクターで走って行くのですか。

本当にこの人は大丈夫なのかと懸念があります。

実際に、地元委員さんがいらっしやらないので、よくわからないかもしれませんが・・・

**【藤田（隆）委員】**

この申請者のことは知っているので答えさせてもらうのですが、この申請者の義理の親が専業農家をしていて、今は引退していますが、それでトラクターを所有しているのだと思います。

認定農業者とは親戚とのことですよ。

**【寺尾委員】**

農業に全く関係ないということではないんですね。

**【藤田（隆）委員】**

この間会ったときに、農業やってみようと思っているんだということは、申請者から聞きました。本当にするかどうかは別ですが、前向きなことは言っていました。

**【寺尾委員】**

地元委員の曾我部委員さんにもっと聞きたいでしょうけど、今日は欠席されているのでわかりません。今回は、保留という形でどうでしょうか。次回、曾我部委員さんが来たときに、みなさんの疑問を聞いたらいいいのではないのでしょうか。今、聞いてトラクターをなぜ持っているのかはわかりました。今まで農地を持っていないのに、いきなり6畝程の農地を買った。やはり、みなさんそれはおかしいなと思います。どうしたんだろうと思います。

**【藤田会長】**

地元委員さんが今日は欠席されておりますので、なかなか細かいことまではわかりにくいです。

それでは、14番を除いて13番と15番については御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

13番と15番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

14番につきましては、再度審議をするということで決定させていただきます。

12ページをお開きください。

議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

**【井上主任】**

議案第6号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は11件です。

13ページを御覧ください。

30番、西泉町、畑1筆、譲受人は6-1さん。

内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

31番、上泉町、田1筆、譲受人は6-2さん。

内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

32番、船木字国領、田1筆、譲受人は6-3さん。

内容は自己住宅1戸101.85㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

14ページをお開きください。

33番、船木字国領、田1筆、譲受人は6-4さん。

内容は自己住宅1戸136.63㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

34番、阿島四丁目、田1筆、譲受人は6-5さん。

内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は賃借権で期間は20年です。

35番、政枝町二丁目、田2筆、譲受人は6-6さん。

内容は建売住宅3戸165.19㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

15ページをお開きください。

36番、萩生字岸ノ下、田1筆、譲受人は6-7さん。

内容は自動車展示場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

37番、田の上三丁目、田1筆、譲受人は6-8さん。

内容は自己住宅1戸92.74㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

38番、宮原町、畑1筆、譲受人は6-9さん 外1名。

内容は自己住宅1戸82.40㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

16ページをお開きください。

39番、八幡一丁目、畑1筆、譲受人は6-10さん。

内容は宅地拡張、一体利用地として宅地291.25㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

40番、大生院字栗林、畑1筆、譲受人は6-11さん。

内容は太陽光発電施設、一体利用地として山林1,472㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、30番から40番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程よろしく申し上げます。

**【藤田会長】**

ありがとうございました。

以上、30番から40番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、17ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議を終了いたします。

続いて事務局より連絡事項がございます。

**【中島係長】**

〈連絡事項〉

**【藤田会長】**

これをもちまして、第8回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。





新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員